

第7章 昇降機

(エレベーターの機械室)

第59条 エレベーターの機械室の構造は、次に定めるところによらなければならない。

(1) 照明設備を設けること。

(2) 非常用エレベーターの機械室とその他の部分とを耐火構造の壁又は政令第112条第19項第1号又は第2号の基準に適合する特定防火設備で区画すること。

本条は、エレベーターの機械室の構造について規定したものです。

第1号は、機械室の保守点検に支障がないよう、照明設備の設置を義務付けています。

ここでいう照明設備とは、保守点検に必要な照度が確保できる照明灯であり、コンセントのみでは照明設備とはいえません。

機械室なしエレベーター、段差解消機及びいす式階段昇降機については、機械室がないことから本規定の対象となりませんが、巻上機、制御盤等がある部分については保守点検が必要であるため、照明設備を設置することが望ましいです。

第2号は、非常用エレベーターの機械室を防火区画することで、火災等の災害時においても非常用エレベーターが有効に機能することを目的としています。

(エレベーターのピット)

第60条 エレベーターのピットには、保守点検に必要な照明設備又は照明用コンセント設備を設け、かつ、当該ピットの深さが1.5メートルを超える場合はタラップその他これに類するものを設けなければならない。

本条は、ピットの構造について規定したものです。

エレベーター下部及びピット内の機器の保守点検に支障がないよう、照明設備又はコンセント設備の設置を義務付けています。また、ピットの深さが1.5メートルを超えるものについては、円滑に昇降できるようタラップその他これに類するものを設ける必要があります。

これに類するものとは、ピットに常備するはしご等をいいます。

(小荷物専用昇降機の機械室)

第61条 小荷物専用昇降機の機械室には、専用の点検口及び照明設備又は照明用コンセント設備を設けなければならない。

本条は、小荷物専用昇降機の保守点検が円滑に行われるよう、機械室への点検口及び照明設備等の設置について規定したものです。

点検口の大きさは原則として60センチメートル角以上とし、鍵付きのものとします。

小荷物専用昇降機に機械室がないものについては、本規定の対象となりませんが、巻上機、制御盤等がある部分については保守点検が必要であるため、照明設備を設置することが望ましいです。